

# 京都府立大学山岳会山小屋運営細則

## 第1条 (使用者)

京都府立大学山岳会(以下本会と称する)の山小屋を使用するものは、本会会員と京都府立大学山岳部員及びその紹介者のみとする。

## 第2条 (使用申込み)

山小屋の使用希望者は使用の10日前までに使用料を添えて事務局へ申し込み、その許可を受ける。

## 第3条 (事務局)

事務局は、山岳会事務局と兼ねる。

## 第4条 (鍵)

山小屋の鍵は山小屋募金が一定額を超す会員に贈呈する。紛失した場合は実費で再交付を受ける。

## 第5条 (使用)

山小屋の使用に際しては良心的に使用し、設備消耗品などの不備を発見した場合には関係先に連絡して仮に補修、補給、保管し、次の利用者に不便をかけないようにするとともにその旨を直ちに事務局に連絡する。

## 第6条 (設備・備品・消耗品)

山小屋の使用に当たって設備、備品、電気、ガス等の消耗品の使用は自由とする。

## 第7条 (廃棄物・汚物)

山小屋の使用に当たってできた廃棄物(壘、缶等)汚物等は使用者の責任で始末し不燃物についてはできるだけ持ち帰る。

## 第8条 (損害)

山小屋の使用に当たって、故意又は誤って損害を与えた場合には使用者の責任で補完する。

## 第9条 (使用料)

山小屋の使用料は、山岳部現役部員は無料、その他は定められた料金を支払う。

会員及びその友人家族は、1泊につき2000円とする。

3日目から半額とするが、積雪期は連泊割引を適用しない。

山岳部現役部員の同伴の学生は現役部員と同等と見なす。

第10条 (山小屋募金)

山小屋の修繕、改築等今後の管理費用に充当のため、従来の山小屋募金を継続する。

第11条 (附則)

1. 本規則は、平成11年1月9日から施行する。(平成11年1月9日付)
2. 本改正規則は、平成21年6月21日から施行する。(平成21年6月21日付)
3. 本規則について疑義があるときは、会則に従い総会で決定する。

以上